

学校だより

熱

砂

<発行>

令和2年10月8日

発行責任者：校長

和田 政男

第6回 PTA 役員会から(前号からの続き)**○ 進級に必要な授業日数について**

→ 文科省からは、今年度はコロナの影響に係り、「授業日数の不足を理由に学校教育法違反とは言えない」との通知を受け取っております。つまり、日本国内でも国外の日本人学校でも、学校の閉鎖やオンライン授業などで、多くの学校で学習指導要領に示す授業日数の基準を満たすことが出来ない見込みであり、文科省でもそれは仕方がないことであると認めているということです。本校も一学期間のオンライン授業が、授業日とは見做されておりませんので、年間授業日数は予定の授業日数よりも少ないのですが、それによって進級や卒業に影響を与えることは一切ありません。

休校によって問題となるのはむしろ「学習の遅れ」、つまりその学年で学習すべき事項が学習できなかった、教科書が終わらなかった、ということですが、本校では意欲的なオンライン授業の展開により、学習の遅れがないと判断しております。

2学期については、分散登校ではありますが、学校は物理的に開いて授業を行っておりますので、授業日としてカウントいたします。その場合、授業日ではあるけれど、学校の指示によってオンラインで授業に参加している児童・生徒を出席としてカウントできるかどうかです。これについて、本校はもちろん、多くの学校が文科省に出席として認めてほしいと要望をしておりますが未だに回答はありません。

このまま回答がなく、校長に判断をゆだねられる場合、私は出席として認めることにしています。

根拠は、いわゆる「公欠扱い」ということです。公欠という定められた用語は存在しませんが、校長が「学校で授業を受けたと同じ教育効果があると判断できる場合、学校に登校しなくても、出席とする、あるいは出席を要しない日とする」というものです。また、状況は異なりますが、学校不適應などで、長期間学校を休んでいる生徒がオンライン等で学習を進めた場合、積極的に出席扱いとして良い旨の(数年前の)文科省通知も確認しております。

○ 成績、評定について

→ 学校に記録として残るのは指導要録という公簿であり、そこには学年の成績が記載されます。

通知表は公簿ではなく、学校と家庭の連携のために学校が用意しているもので、記録として残りません。

1学期は、公平性を担保した形での単元テストや定

期テストを実施できなかったこと。また、授業日がゼロとせざるを得なかったことから、授業日がゼロなのに評定を付けることに違和感がありましたので、学習の様子をコメントした「学習の記録」を配布いたしました。

2学期は、教室にて各種テストも実施し、対面での授業により児童・生徒の学習の様子を十分に把握できておりますので、成績・評定をつけます。このまま3学期も継続できれば、3学期も同様に成績をつけ、学年の成績を指導要録に記載いたします。

保護者の皆様のご心配は、受験に係ることであると思いますが、本校の受験生が不利になるようなことは一切ありません。

受験時には、学習、生活の様子を記載する「調査書」を願書と一緒に提出するのですが、そこに記載する成績は1学期の成績ではなく、学年の成績、あるいは出願時点におけるこれまでの学習成績です。今年度、1学期の成績をつけられなかったことで、調査書への成績の記載が出来ないということはありません。

受験の際、授業日数が少ないことが懸念される場合には、校長が、授業日数が少ない理由、また学習の遅れが一切ないことを説明する「副申書」を用意し、願書と共に提出いたします。

その他、受験校ごとに求められるものが異なることもありますが、その都度対処し、本校の児童・生徒が不利になることが無いように計られます。

○ オンライン学習時の様々な課題への対処

→ これまでもアンケート等を通じて課題を把握し、その都度対処して参りました。今後も出来る限りの対処をして参ります。現在申請中の100%登校が可能になれば解消できるものもあります。また学校の通信量が多くなり、回線への負荷が過重なためネットが不安定になることもあるようです。今後を見据え、回線を増やすことを検討して参ります。

○ 子どもたちの持ち物が多すぎる。学校に置いてよいものはないか

→ 各学級担任とこの件、共有し、学校として、また学年として考えて参ります。

○ 授業参観はできないか?

→ 現状では、児童・生徒・学校の職員以外の校内への立ち入りが厳しく制限されており、従来の形の授業参観はできませんが、ネット配信等の手段を今後考えます。